

令和3年度 社会福祉施設指導監査結果(保護施設)

施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
1 授産施設	働く広場・佐保	社会福祉法人 奈良社会福祉院	実地監査	働く広場・佐保(生活保護施設)と働く広場・高円(障害福祉サービス)において、拠点間貸付残高が計上されていた。しかし、異なる種別の社会福祉事業への貸付は同一年度内で清算する必要がある。 年度内での清算を実施するか、資金繰りの関係上で年度を超える場合には限度額に留意しつつ繰入処理を行うこと。 【社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について 5(2)】【障害者自立支援法の施行に伴う移行時積立金等の取扱いについて 3(2)】	令和4年1月末時点で、働く広場・高円(障害福祉サービス)の働く広場・佐保(生活保護授産施設)に対する拠点区分間貸付金は縮小しております。 残額につきましては、本部から3ヶ月(R4.2月~R4.4月)の分割で働く広場・佐保に対し拠点区分間貸付を実施し働く広場・高円への返済原資に充てます。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者へ指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。